

的外



みのる法律事務所
弁護士 千田 實
〒021-0853
岩手県一関市字相去57番地5
TEL : 0191-23-8960
FAX : 0191-23-8950

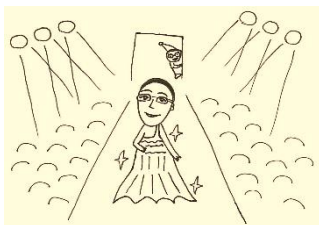
みのる法律事務所便り
第337号
平成30年5月

みのる法律事務所 <http://www.minoru-law.com/> ✉ minoru@minoru-law.com



いなべん だべんく 田舎弁護士の駄弁句 ②③

兄らんと
呼びかけ笑う
兄の声
0.7 掛け説では
兄は年下



平成30年5月12日
青空孚世乃捨

癌体鶴鑑出版記念講演会で、実年齢は暦年齢の0.8 掛け説に従い60才と考える旨宣言しました。

夜、暦年齢80才の兄は電話で、「兄ちゃん」と呼びかけ、0.7 掛けでいくことにしたので56才となり「お前の方が兄ちゃんになった」と笑ったのです。それだけで、今日の講演会は大成功です。80才を気にしていた兄を元気付けるのも、個人的にはこの講演会の目的だったのです。

暦年齢60才の妻は、0.5 掛けでいくから実年齢は30才だと言い出しました。キックボクシングでは30代の娘に圧倒的に勝っていますので納得です。ですが、0.3 掛け説で18才などと言い、ミニスカートやセーラー服まやめてほしいのです。恥ずかしくて一緒に歩けません。（念のため断っておきますが、妻はそこまでは言っていません。）

実年齢は暦年齢の0.8 掛け説が妥当だと思います。何事もほどほどがいいと思います。ですが、なん掛けするかはその人の自由です。思いっきり若返って下さい。

人間は

60兆個の

細胞ぞ

食べ動き楽しみ

細胞強化



平成30年5月12日
青空浮世乃捨

癌体験記を書き、出版記念講演会をして少し分りかけてきたことがあります。医療は、変革の時を迎えているように思えるのです。患部を治すという局部医療から、体全体を構成している細胞を活性化させるという全身医療へと根本的に変わる時ではないかと思うのです。

エビデンス（科学的証明）ばかりを重視し、科学理論にだけ^{とら}囚われ、食事療法や運動療法や心の動きや経路を軽視ないし無視してきた近代医療の誤りに気付く時が来ているような気がします。

食事療法、運動療法、病は気からという考え方は科学的な言葉を使えば細胞療法を先取りしていたのだと思えるようになりました。食事療法、運動療法、心理療法は科学的にも理に適った最先端の治療方法ではないのかと思うようになりました。癌体験記のR子さんを身近に観察させてもらい、ますますそう思えるようになりました。

R子さん本当にありがとうございます。

『癌体験記出版記念講演会と

病気と生き方を語る集い』の報告と決意



平成30年5月12日の講演会と語る集いには470席の会場がほぼ満席となり盛況でした。これも皆様のお陰です。超御多忙にもかかわらず駆け付けて下さった、おひとりおひとりの皆様に対し御礼の言葉も見付からないほど感謝しています。本当にありがとうございました。

語ってくださった皆様には、会場を盛り上げるようなお話を戴き、会場は笑いに包まれ、和やかなムードとなり、楽しい一時を過ごすことができましたと思います。語る人と、聴く人の人間性の高さが創る空間だと思います。ボランティアで駐車場の案内係を買って出てくれた中年紳士が、「いい人ばかりの集りだ。人間として立派な方ばかりだ。案内をされていて実感した」と感想を話してくれました。この紳士の人を見る目の高さに関心するとともに、嬉しくて、嬉しくて仕方ありませんでした。

この会を終えて改めて、私達はいいい人に恵まれていることを再確認できました。このような方に支えられ、ここまでやれてきたという思いと、残された人生はそのような皆様に恩を少しでも返すために全力で生きようという決意が湧いて来ました。本当にありがとうございます。これからも御支援下さいますようお願い申し上げます。

私がこの会を開催しようとした目的は、私自身も後期高齢者となり、「もう長くはないか」などと落ち込むことがあります。周りを見ても年を取り、病が重くなり、元気をなくしているような仲間も少なくあ

りません。お互いにネジを巻き合って、元気と若さを取り戻したいということが第1でした。講演後、兄から0.7掛け説を聞くことができ、その目的はいくらか果たしたような気がします。

もう一つの目的は、医療を見つめ直して、一日でも元気に長生きを楽しむためのコツを見付けだそうというものでした。この点は、生き方を語ってくれた、先生方のすぐに役立つお話や、面白おかしく体験を語ってくれた皆様のお話の中にコツが示されていましたので、出席した方々はきっとそれぞれ自分に合うコツを見付けてくれたものと思います。私も多くのヒントを頂戴しました。すぐに生活の中に取り入れます。



私の講演は、R子さんが舞台上に立たれ、末期癌を克服された姿を皆様の前に見せてくれたことでほぼ目的は達成できました。末期癌宣告を受け、7ヶ月間の治療で完治宣言を受けられたという奇跡とも思える結果を得たR子さんの姿それ自体が多くの人を救うと信じていますので、R子さんを直接見て戴くことこそ、この出版記念講演の目玉だと思っていましたから、それが実現でき、それだけで私の講演の目的は達成できたと大満足です。

R子さんが、昨年5月に末期癌宣告を受け、癌切除手術、抗癌剤治療、免疫細胞治療の結果、12月には完治宣言を受けたという奇跡とも思える結果を本に書きましたが、R子さん自身のお姿を、お言葉を会場の皆様に直接披露できました。「百聞は一見に如かず」です。英語では、「シーイング イズ ビリービング (Seeing is believing.)」というようです。直訳すれば「見ることは信じることだ」となります



が、R子さんを見てもらい、信じてもらえたと思います。

講演後、「Rさんの姿を見て、喜びの言葉を聞き涙が出てきた」という話をしてくれる方が大勢いました。Rさんは、みのる法律事務所の事務長、千葉美智さんの実母です。その辺の事情を知っている方は多くおられ、Rさんと事務長が演壇に並んで座っている姿を見て、「よかった！よかった！」と思わず涙が滲み出たとのことでした。その声に接し、私も妻も改めて、「本当によかった」と握手をしました。

この世に生まれ、いくらかでも他人^{ひと}の役に立つことができれば生まれてきた甲斐があったと言えると思います。Rさんと事務長はあんなに大勢の方の前で私と妻にまで感謝の言葉を語ってくれました。こんなに嬉しいことはありません。見方によっては「余計なお世話」とも「不当な干渉」とも思える上司夫婦の言葉を素直に信じ、即実行してくれた事務長、Rさん、そして御家族に感謝したいのは私達夫婦です。そして、Rさんが完治したという奇跡とも思える縁に感謝したいのです。

Rさんが末期癌宣告を受け、胃の3分の2の切除手術をしました。平成29年5月16日には腹膜播種^{はつしゅ}（癌が腹膜に種を播^まいたように出現していること）が分かり、末期癌の宣告を受けました。抗癌剤治療と免疫細胞治療を併行してやったところ、平成29年12月11日には癌は消え、29 kgまで下がった体重も40 kgまで戻りました。グラウンドゴルフの選手にも復帰しました。平成29年12月11日に完治宣言を



受けました。末期癌宣告から約7ヶ月後ということになります。

このことを紹介したくて、癌体験記を書き、その出版記念講演会を開きました。出版と講演は、R子さんの末期癌宣告と癌完治がなければありませんでした。このような縁をもらい、R子さんの癌に感謝しています。

講演会終了後、語り尽くせなかったことが頭に残りました。それは、食事療法と運動療法と心理療法は、これから進むであろう全身療法、細胞療法の先取りであったということです。

今、医療は、局部（患部）療法から、全身（細胞）療法へと根本的に変わりつつあり、変革の時代にあると確信しています。そして、食事療法と運動療法と心理療法は、経験則に基づき、全身（細胞）療法を近代医学に先駆けて採用していたことに気がきました。近代医学は、エビデンス（科学的証明）などに拘り過ぎ、科学理論一点張りの過ちを犯し、人間の心や経験則を軽視ないし無視してきました。

今回の出版と講演を通じて、特に印象に残った近代医学の誤りを指摘し、これからの医療の進むべき方向性と、60兆個の細胞の塊^{かたまり}である人間の生き方について、いなべんの考え方を一冊の本に纏^{まと}めてみたいと思っています。思い上がりと言われそうですが、自分の心にあるものを率直に述べたいだけです。

それができたら、もう一度、出版記念講演会を開きたいと思います。今回に懲りずに、次回も是非御出席しサポートして下さいますよう伏してお願い申し上げます。



新刊書の御案内 その1

田舎弁護士の大衆法律学—岩手県奥州市の2つの住民訴訟のその後

(1) 駐車場用地事件

平成30(2018)年4月30日に駐車場用地事件のこれまでの裁判の経過を報告する本を発刊しました。

岩手県奥州市の2つの住民訴訟は、その1が駐車場用地事件であり、その2は、中学校用地事件です。駐車場用地事件は、盛岡地方裁判所第2民事部の判決が出た後、仙台高等裁判所第3民事部の判決も出され、現在は最高裁判所に係属中です。中学校用地事件は盛岡地方裁判所第2民事部の判決が出された後、仙台高等裁判所第1民事部に係属中です。

最高裁判所の判決が出てから、その結果を踏まえて本を出版してもよかったのですが、できるだけ早く裁判の経過を報告することは、地方自治の本旨である住民自治の主役たる市民の皆様に情報をお伝えするのが肝要であるという思いもあり、途中ではありますが、まず控訴審判決まで出された駐車場用地事件のその後を本にしました。

中学校用地事件についても、ほぼ、本の原稿が出来上がっています。近いうちにタイミングを見て発刊するつもりです。中学校用地事件の控訴審裁判は、駐車場用地事件とは異なり、真摯な審理をなしており、判決に大きな期待が持てそうです。

駐車場用地事件の一審判決は、事件の内容をよく調べた上で社会常識に合った判決となっていますが、控訴審は、審理らしい審理はほとんどなせず、二審判決は法的理由だけで、常識から著しく乖離した内容となっています。

問題は市長の裁量権はどこまで許されるかという点にありますが、二審判決は、市長の裁量権を無制限に認めているとさえ思われる内容であり、国や県・市などの行政を野放しにするような内容となっており、到底納得できるものではありません。私は、裁量権を逸脱していると考えますが、最高裁判所はどのように判断するのでしょうか。読者諸氏はどのように判断するのでしょうか。この本をお読み戴きお考え戴ければ幸いです。



新刊書の御案内 その2

田舎弁護士の大衆法律学—新憲法の心 第25巻

国民の権利及び義務（その2）—隠れている部分を見る

前号でも御案内しましたが、『隠れている部分を見る』が、平成30（2018）年5月20日に初版が発刊になりました。この事務所便りをお読み戴いている方には是非お読み戴きたく、『新憲法の心』は、これまでもそうして参りましたが一冊謹呈させていただきます。

国民の1人でも多くの方に、平和憲法を守ることの大切さを知って戴きたいのです。日本国憲法は世界人類の宝です。これを守ることは、日本人の使命です。

その為には、日本国憲法を知って戴くことが不可欠です。その思いで、できるだけ分かり易く、読み易く書いているつもりです。字も余白も大きく、ページ数も100ページ弱で一時間もあれば読み切れます。

この事務所便りをお読み戴いている方には、全員に謹呈させて戴いています。御多忙とは思いますが、意のあるところとお汲み取り戴き、斜め読みでもお読み戴ければ幸甚です。

憲法に限らず、何事においても表に出ていない隠れている部分にこそ大事なことがあることは経験者上明かです。名医も名裁判官も名弁護士も、隠れている部分を見極める目があってこそ高い評価を受けられるのだと思います。経営者の方は勿論ですが、国家公務員だって、地方公務員だって同じです。特に政治家の先生方には、隠れている部分を見極める目を持ってほしいのです。

表に見えている部分だけでその奥に隠れている部分を見る努力は、憲法を論ずる場合に限らず、あらゆる場面で大事なことだと確言しています。

この本は、憲法の本ではありませんが、仕事の上でも学業の上でも家庭生活においても、隠れている部分を見るという目を養うために何らかのお役に立つのではないかと自負しています。政治家の先生や政治家を目指す方には、是非読んで戴きたいのです。公務員の方にも読んでもらいたいのです。

どうか、お目を通して戴き御意見をお聞かせ戴ければ幸甚です。

